

# ふるさと白浜応援寄附金に係るお礼産品取扱等基準

平成28年8月1日制定

## 第1 対象事業者

町内に事業所（本店又は支店を問わない。）を有する法人、その他の団体及び個人事業者であるもののうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 代表者等が、白浜町暴力団排除条例（平成23年白浜町条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当していないこと。
- (2) 各種法令、条例等に沿った商品又はサービスの提供を行っていること。
- (3) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有し、インターネットによる処理対応が可能であること。
- (4) 個人情報の取扱いについて、白浜町個人情報保護条例（平成18年白浜町条例第11号）及び関係法令を遵守することができること。
- (5) お礼産品の発送依頼後、速やかにお礼産品の発送ができること。ただし、期間限定又は数量限定であるお礼産品を除く。

## 第2 お礼産品の対象

お礼産品は、対象事業者又は町長が適当と認めた事業者において取り扱われている町の魅力の発信及びPRにつながる産品であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 対象事業者が生産、製造及び加工等したもの
- (2) 対象事業者が運営する町内の宿泊施設及び観光施設等の利用券等であって、町への誘客につながるもの
- (3) その他町の魅力の発信及びPRにつながる産品として、町長が適当と認めたもの

## 第3 お礼産品の対象外

次の各号のいずれかに該当する産品は、お礼産品の対象外とする。

- (1) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー、通信料金等）
- (2) 資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）
- (3) 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い産品
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めない産品。ただし、期間限定又は数量限定で供給可能なものを除く。
- (5) その他お礼産品として、町長が不適当と認めたもの

## 第4 お礼産品の価格

お礼産品の価格には、「商品代」、「消費税及び地方消費税」、「梱包代」及び「送料」等を含むものとし、価格上限は、設定しないものとする。

## 第5 お礼商品の取扱数

お礼商品取扱総数及び対象事業者ごとのお礼商品取扱数の上限は、別に定める。

## 第6 お礼商品の応募受付

対象事業者からのお礼商品の取扱いに係る申込受付については、随時行うものとする。

## 第7 提出書類

町は、対象事業者からのお礼商品の応募に際し、必要な書類の提出を求めることができる。

## 第8 その他

この基準の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- (1) この基準は、平成28年11月1日から施行する。
- (2) この基準の施行のために必要な準備行為は、この基準の施行日前においても行うことができる。
- (3) 改正前のふるさと白浜応援寄附金に係るお礼商品取扱等基準の規定によるお礼商品の取扱いについては、この基準の施行後も、なお従前の例による。